

## 予防安全性能アセスメント評価方法

この評価方法は、自動車事故対策機構が実施する自動車アセスメント情報提供事業における予防安全装置の総合的な安全性能評価に適用する。予防安全性能アセスメントの評価対象となる装置は、衝突被害軽減制動制御装置（対車両）及び車線逸脱警報装置の2種類とする。

### 1. 衝突被害軽減制動制御装置（対車両）の評価方法

試験対象（AEBS 又は FCWS）、試験シナリオ（CCRs 又は CCRm）及び試験車速別に定める以下の配点表に基づき、各条件における速度低減率の試験結果を乗じて条件毎の評点を算出する。その合計点（32 点満点）を小数第 2 位で四捨五入して少数第 1 位まで求め、当該装置の評価点とする。

また、当該試験の終了条件を満たして途中で試験が終了したとしても、終了時の車速条件で得られた速度低減率は有効とし評点として加算する。

試験シナリオ	車速条件	AEBS 試験	FCWS 試験
CCRs	10 km/h	1.0	1.0
	15 km/h	1.0	1.0
	20 km/h	1.0	1.0
	25 km/h	1.0	1.0
	30 km/h	1.0	1.0
	35 km/h	2.0	2.0
	40 km/h	2.0	2.0
	45 km/h	1.5	1.5
	50 km/h	1.0	1.0
	55 km/h	(0.5) <sup>(*)</sup>	0.5
	60 km/h	(0.5) <sup>(*)</sup>	0.5
CCRm	35 km/h	0.5	0.5
	40 km/h	0.5	0.5
	45 km/h	1.0	1.0
	50 km/h	1.0	1.0
	55 km/h	0.5	0.5
	60 km/h	0.5	0.5

(\*) 目標試験車両（ターゲット）の対応速度が 50km/h までであることから、安全性を考慮し、当分の間、試験は実施しない。

## 2. 車線逸脱警報装置の評価方法

別途定める車線逸脱警報装置性能試験方法において“適合”と判定された場合、試験が実施された試験速度別に定める以下を当該装置の評価点とする。

試験速度	評価点
60km/h	8.0 点
70km/h	4.0 点

(\*) なお、触覚方式のみの警報装置にあっては、逸脱方向が明確に分かるものは上の評価点を与えるものとし、それ以外の場合は当分の間、評価点の2分の1（60km/h：4.0点、70km/h：2.0点）を評価点とする。

## 3. 予防安全性能評価方法

予防安全装置の総合的な安全性能評価は、試験自動車の衝突被害軽減制動制御装置（対車両）及び車線逸脱警報装置の評価点を合計したものとし、以下に定める基準に従ってロゴマークを表記する。

なおロゴマークの使用に関する詳細事項については、別途規程を定めるものとする。

合計点	ロゴマーク表記
12点以上	マーク2
2点以上12点未満	マーク1

## 【ロゴのイメージ】



(案の1)

(案の2)